

魚津市告示第134号

魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年12月1日

魚津市長 村椿 晃

魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 混雑時間帯 平日の午前7時から午前9時まで及び午後5時から午後7時までをいう。
- (2) 補助対象期間 令和2年4月1日から令和2年9月30日までをいう。
- (3) キロ当たり費用 令和元年度中の富山地方鉄道株式会社の運行にかかる費用を走行キロ数で除した1キロメートル当たりの費用をいう。
- (4) 単線換算キロ 市内に敷設された線路の延長をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、富山地方鉄道株式会社が新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため補助対象期間の混雑時間帯に実施する利用者の密状態を解消するための運行に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象路線)

第4条 補助対象路線は次のとおりとする。

- (1) 補助対象鉄道路線 富山地方鉄道本線をいう。
 - (2) 補助対象バス路線 富山地方鉄道東蔵線及び黒沢・大沢線をいう。
- (補助対象経費及び補助率等)

第5条 この補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次の表によるものとする。

補助対象路線	補助対象経費	補助限度額
富山地方鉄道本線	キロ当たり費用に補助対象鉄道路線の単線換算キロと混雑時間帯に運行している便のうち市内を運行する便の数を乗じた額	補助対象経費のうち、補助対象期間中の120日分に相当する額の1/4
富山地方鉄道東蔵線及び黒沢・大沢線	キロ当たり費用に補助対象バス路線の走行キロ（混雑時間帯に電鉄魚津駅前に発着する便の走行キロに限る。）を乗じた額	補助対象経費のうち、補助対象期間中の120日分に相当する額の1/4

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1） 補助対象路線の混雑時間帯の便数が分かる書類（時刻表等）
- （2） 補助対象路線のキロ程及び主要駅等への接続が確認できる書類（路線図、三角表等）
- （3） 補助対象路線の事業者キロ当たり費用が確認できる書類（決算書、事業報告の写し等）

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容について審査し、補助金の交付の可否について決定し、当該申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第8条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(軽微な変更)

第9条 前条第1号の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業目的を変更すること。

(2) 補助対象経費の20パーセント以上の変更をすること。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金実績報告書(様式第2号)を、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

(細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

（事業者名）

（代表者名）

魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金交付申請書

年度魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金の交付を、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1. 交付を受けようとする補助金の額

運行路線数	補助金の額
	千円

2. 申請額の内訳

① 鉄道路線

路線名	起点	終点	補助対象経費	申請額
	路線		円	千円

② バス路線

系統名	起点	終点	補助対象経費	申請額
	系統		円	千円

3. 公共交通感染防止運行協力支援事業補助金交付申請に係る運行路線の概要及び補助申請額

①鉄道路線

運行路線名	運行路線		単線換算 キロ ①	平日 1 日当 り運行回数	平日 1 日当 り運行回数 (混雑時間帯) ②	平日走行キロ (混雑時間帯) ①×②×120 ③	事業者キロ当 たり費用 ④	当該路線キロ 当たり費用 ⑤	④又は⑤のう ちいずれか少 ない額 ⑥	補助対象 費用 ③×⑥ ⑦	補助額 ⑦×1/4
	起点	終点									
			km	回	回	km	円	円	円	円	円
			km	回	回	km	円	円	円	円	円
合計			km	回	回	km	円	円	円	円	円

【記載要領】

- 「平日 1 日当たり運行回数（混雑時間帯）」については、混雑時間帯に運行している便のうち市内を運行する便の数を記載すること。
- 「事業者キロ当たり費用」については、決算書等から算出される事業者毎、1 編成毎のキロ当たり費用を記載すること。
- 「当該路線キロ当たり費用」については、路線ごとのキロ当たり費用を算出している場合に記載すること。

【添付資料】

- 補助対象路線の混雑時間帯の便数が分かる書類（時刻表など）
- 補助対象路線のキロ程及び主要駅等への接続が確認できる書類（路線図、三角表など）
- 補助対象路線の事業者キロ当たり経常費用が確認できる書類（決算書、事業報告の写し等）

②バス路線

運行系統名	運行系統		系統 キロ程	平日1日当 り運行回数	平日1日当 り運行回数 (混雑時間帯)	平日走行キ ロ (4～9月)	平日走行キロ (混雑時間帯) ③×②/①	事業者キロ当 たり費用	当該系統キロ 当たり費用	⑤又は⑥のう ちいずれか少 ない額	補助対象 費用 ④×⑦	補助額 ⑧×1/4
	起点	終点		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
			km	回	回	km	km	円	円	円	円	円
			km	回	回	km	km	円	円	円	円	円
合計			km	回	回	km	km	円	円	円	円	円

【記載要領】

- 「平日1日当たり運行回数（混雑時間帯）」については、混雑時間帯において電鉄魚津駅前に発着する便数を記載すること。
- 「平日走行キロ（4月～9月）」については、補助対象期間中の平日の実車走行キロ（120日相当分）を記載すること。
- 事業者キロ当たり費用」及び「当該系統キロ当たり費用」については、令和2年度当初予算編成時に実施した県の各種バス補助金の所要額調との整合に留意すること。

【添付資料】

- 補助対象路線の混雑時間帯の便数が分かる書類（時刻表など）
- 補助対象路線のキロ程及び主要駅等への接続が確認できる書類（路線図、三角表など）
- 補助対象路線の事業者キロ当たり経常費用が確認できる書類（決算書、事業報告の写し等）

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

(事業者名)

(代表者名)

魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金について、魚津市公共交通感染防止運行協力支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を報告します。

1. 交付を受けようとする補助金の額

運行路線数	補助金の額
	千円

2. 実績額の内訳

① 鉄道路線

路線名	起点	終点	補助対象経費	実績額
	路線		円	千円

② バス路線

系統名	起点	終点	補助対象経費	実績額
	系統		円	千円

3. 公共交通感染防止運行協力支援事業補助金交付申請に係る運行路線の概要及び補助実績額

①鉄道路線

運行路線名	運行路線		単線換算 キロ ①	平日 1 日当 り運行回数	平日 1 日当 り運行回数 (混雑時間帯) ②	平日走行キロ (混雑時間帯) ①×②×120 ③	事業者キロ当 たり費用 ④	当該路線キロ 当たり費用 ⑤	④又は⑤のう ちいずれか少 ない額 ⑥	補助対象 費用 ③×⑥ ⑦	補助額 ⑦×1/4
	起点	終点									
			km	回	回	km	円	円	円	円	円
			km	回	回	km	円	円	円	円	円
合計			km	回	回	km	円	円	円	円	円

【記載要領】

- 1 「平日 1 日当たり運行回数（混雑時間帯）」については、混雑時間帯に運行している便のうち市内を運行する便の数を記載すること。
- 2 「事業者キロ当たり費用」については、決算書等から算出される事業者毎、1 編成毎のキロ当たり費用を記載すること。
- 3 「当該路線キロ当たり費用」については、路線ごとのキロ当たり費用を算出している場合に記載すること。

②バス路線

運行系統名	運行系統		系統 キロ程	平日1日当 り運行回数	平日1日当 り運行回数 (混雑時間帯)	平日走行キ ロ (4～9月)	平日走行キロ (混雑時間帯) ③×②/①	事業者キロ当 たり費用	当該系統キロ 当たり費用	⑤又は⑥のう ちいずれか少 ない額	補助対象 費用 ④×⑦	補助額 ⑧×1/4
	起点	終点		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
			km	回	回	km	km	円	円	円	円	円
			km	回	回	km	km	円	円	円	円	円
合計			km	回	回	km	km	円	円	円	円	円

【記載要領】

- 1 「平日1日当たり運行回数（混雑時間帯）」については、混雑時間帯において電鉄魚津駅前に発着する便数を記載すること。
- 2 「平日走行キロ（4月～9月）」については、補助対象期間中の平日の実車走行キロ（120日相当分）を記載すること。
- 3 「事業者キロ当たり費用」及び「当該系統キロ当たり費用」については、令和2年度当初予算編成時に実施した県の各種バス補助金の所要額調との整合に留意すること。